

埼玉大学国際交流会館入居者の募集について

2016年12月15日
国際室

埼玉大学国際交流会館の2017年4月からの入居希望者を次のとおり募集します。
入居希望者は以下のホームページから申請用ファイルをダウンロードして作成し、必要書類を添付のうえ、国際室へ**1月30日(月)16時45分**までに提出して下さい。

<http://international.saitama-u.ac.jp/>

国際交流会館入居期間:

2017年4月1日(土)～2017年9月8日(金)

(ただし、短期留学プログラム学生の9月入居は9月4日(月)までとする。)

又は 2017年4月1日(土)～2018年3月9日(金)

I. 入居申請について

1. 提出書類

(ア) 入居を希望する((イ)を除く)場合

入居申請書(様式第1-1号)、入居申請者調書(様式A) 学生証または入学予定証明書等の写し

(イ) 今までに入居したことがある者が、再度入居を希望する場合

入居申請書(様式第1-1号)、入居申請者調書(様式A)、入居再申請書(様式B) 学生証または、入学予定証明書等の写し

※申請者の家族も入居を希望する場合、家族であることを証明できる書類を提出すること。

※入居申請書の身分は、2017年4月1日現在で作成すること。

※氏名は、アルファベットでパスポートどおりに記入し、フリガナを付すこと。さらに、漢字圏(中国、台湾、韓国等)の留学生は、漢字も記入すること。

2. 入居選考等

(ア) 海外から直接来日する留学生を優先します。

(イ) 既に日本に住んでいる留学生は、経済状況等を考慮のうえ、最終学年生を優先します。

(ウ) 通算で1年間入居した留学生の再申請は、学生としての身分が変わった場合(学部生のとき入居した者が、大学院生になった場合など)は認めますが、入居順位は最下位になります。

(エ) 留年生、休学者(予定者含む)は入居資格がありません。

II. 居室変更について

1. 提出書類 居室変更申請書(様式C)

2. 2017年9月まで入居が許可されている居住学生の居室変更申請を受け付けますが、同部屋タイプへの変更は認められません。

III. 結果について

申請の結果は、**2月下旬**に国際室から通知します。

IV. 注意事項

1. 応募者数により、入居できないことがあります。また、希望以外の居室タイプになる場合があります。

2. 同室タイプの居室であっても広さや間取りに違いがあり、個人の都合による居室の変更は認められません。

3. 寄宿料等の料金について、経済動向により改定されることがあります。

4. 埼玉大学の学籍を失った場合、入居許可は取り消されます。

5. 次回入居準備の清掃・修繕等を実施するため、入居許可期間の延長は認められません。